

国土交通省における地球温暖化対策に関する平成20年度概算要求等の概要について

平成19年9月
国 土 交 通 省

地球温暖化対策とともに、原油高を背景としたエネルギー安全保障の強化を図るために、公共交通の利用促進、物流の効率化、交通渋滞の緩和、自動車・船舶の燃費向上、住宅・建築物の省エネ性能の向上、省CO₂型の都市構造の構築などの対策を推進する。

注：予算額は、「平成20年度概算要求額（平成19年度予算額）」と表記。

I. 主な概算要求事項

－自動車対策の推進

○低公害車の普及促進 25億円（22.37億円）

バス・トラック事業者を中心に、CNGバス・トラック等の導入に対する補助を行うことにより、低公害車の普及を促進。

○次世代低公害車の開発・実用化の促進 6億円（4.1億円）

「革新的技術の開発」とそれを中核とする「低炭素社会づくり」の実現に資することを目的として、新燃料を利用するなど石油代替性に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進。

○燃料電池自動車の実用化促進 0.67億円（0.66億円）

究極の低公害車である燃料電池自動車の早期普及を図るため、燃料電池自動車の世界統一基準の策定に向けて必要なデータを取得。

○新燃料の安全性・低公害性の評価 0.35億円（0.31億円）

地球温暖化防止や資源の有効活用による循環型社会の形成等に資するバイオマス燃料が、自動車燃料として安全・環境を満足した形で利用されるために、公道走行試験を実施し、基準の策定に向けて必要なデータを取得。

○ トラック事業者の運行効率化支援による都市圏の環境改善

0. 55 億円（新規）

バス事業者、タクシー事業者が保有するプローブ情報（車両を通じて収集される車両位置、速度等の情報）を活用し、トラック事業者の運行計画に反映させることにより、トラック事業者の運行効率化を支援。

○自動車分野のCO₂排出量評価プログラムの構築

0. 5 億円（0. 49 億円）

自動車運送事業における効果的な省エネ対策の実施を支援するため、省エネ対策によるCO₂削減効果の予測を可能とするCO₂排出量評価プログラムを構築。

○自動車交通分野の省エネ対策に係る経済産業省等との連携

（経産省と連携 エネルギー使用合理化事業者支援事業費 353. 5億円の内数）

自動車交通分野の地球温暖化対策を強力に推進していくことが重要であることから、自動車運送事業者等による省エネ対策の取組みを一層支援するため、経済産業省等と連携して推進。

○マイカーからのCO₂排出抑制対策事業

0. 22 億円（新規）

マイカーからのCO₂排出量を抑制するため、地域の関係者と連携してエコドライブの実施を促すインセティブを設定する等によりエコドライブ実施の環境を整備するとともに、カーシェアリングの効用、先進事例等を情報提供することによりカーシェアリングの普及を推進。

－道路分野における地球温暖化対策への積極的な貢献

○道路政策における「CO₂削減アクションプログラム」の推進

15, 931 億円（14, 939 億円）

CO₂排出量を削減し、目標達成を図るため、「CO₂削減アクションプログラム」を引き続き推進。具体的には、首都圏三環状道路等の幹線道路ネットワークの整備、主要渋滞ポイント、ボトルネック踏切の対策やITSの推進等を体系的に集中的に実施。

－物流の効率化の推進

○グリーン物流の推進

経産省と連携 エネルギー使用合理化事業者支援事業費 353. 5億円の内数

経産省と連携 省エネルギー対策導入促進事業費 7. 62 億円の内数

グリーン物流パートナーシップ会議の枠組みを活用して、荷主企業と物流事業者が連携して行うCO₂排出量削減に向けた取組に対する支援を実施。

○都市内物流効率化モデル事業

0. 25億円（新規）

都市内物流の効率化を促進するため、地域の関係者が対応策の検討を行う場としての協議会等の設立や課題の抽出、解決策の検討のための調査等に対する支援。

○鉄道貨物の輸送力増強

3. 87億円（0. 35億円）

東アジアとの国際物流の増加に対応していくとともに、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進するため、平成19年度に引き続き、北九州・福岡間について、貨物列車長編成化のための整備を推進。

○船舶を建造する輸送事業者等への支援

40億円（39. 51億円）

輸送事業者等が、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を活用し、環境にやさしく経済的な次世代内航船舶（スーパーイコシップ〔S E S〕）を共有建造する場合、当該事業者等が機構に対して支払う当該共有船舶の船舶使用料を軽減する等の経済的・技術的支援を行い、S E Sの普及を支援することにより、物流効率化及び地球温暖化等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。

○内航船舶の省エネルギー対策

（経産省と連携 エネルギー使用合理化事業者支援事業費 353. 5億円の内数）

海上運送事業者がCO₂削減等を目的として、省エネルギー効果が高いと見込まれる船舶設備等の設置に対する支援を実施。（事業実施において経産省と連携）

○国際海上コンテナターミナルの整備

1037億円の内数（911億円の内数）

中枢・中核国際港湾において国際海上コンテナターミナルを重点的に整備し、基幹航路における我が国のゲートウェイとしての機能強化や、アジア地域における物流ネットワークの充実を図る。また、次世代高規格コンテナターミナルの形成等、先導的な施策を展開し、スーパー中枢港湾プロジェクトの充実・深化を図る。

○多目的国際ターミナルの整備

649億円の内数（549億円の内数）

海上輸出入貨物の大部分を占め、我が国の国民生活や基幹産業を支える鉄鉱石、石炭、穀物等のばら積み貨物や機会の安定的かつ低廉な輸送を確保し、地域の経済と雇用を支援するため、多目的国際ターミナルの整備を推進。

一運輸・交通分野における「見える化」の推進

○海の10モードプロジェクト

0. 95億円（新規）

（環境省と連携 船舶の省CO₂対策の推進に向けたモデル事業費0. 75億円）

船舶からのCO₂排出削減を強力に推進するため、実際の運航状態での船舶の省エネ性能を設計段階で評価できる指標の開発を行うとともに、指標の信頼性、公正性を担保するための認証システムを構築。

－公共交通機関利用促進の推進

- 地域公共交通活性化・再生総合事業 30億円（新規）
地域公共交通活性化・再生法を活用し、地域の多様なニーズに応えるため、鉄道・バス・旅客船等の事業をパッケージで地域の協議会に対し一括支援する柔軟な制度を新たに設けることにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進。

- 地域バス交通活性化事業の高度化 2. 8億円（1. 8億円）
市町村等が行うコミュニティバス導入に係る調査、実証運行等に加えて、コミュニティバスの導入と一体的に行われる既存の路線バスの増便やコミュニティバスの運賃との同一化などの実証運行についても助成の対象とし、地域のバスネットワークの活性化を支援。

○地域公共交通関係

- 環境省と連携 低炭素地域づくり面的対策推進事業費 20億円
低炭素地域づくりを行う地域において、CO₂削減等に係る目標の設定やCO₂削減計画策定、そのために必要な調査やシミュレーションを行う事業者等や、計画等に基づく面的対策群を実施する事業者に対する支援。

－住宅・建築物の省エネ性能の向上

- 住宅・建築物「省CO₂推進モデル事業」の創設 50億円（新規）
家庭部門・業務部門のCO₂排出量が増加傾向にあるなか、住宅・建築物における省CO₂対策を強力に推進するため、より実効的な規制の導入の検討とあわせて、先進的かつ効果的な省CO₂技術が導入された先導的な住宅・建築プロジェクトを推進する民間事業者に対する助成制度を創設。

- 住宅・建築物に係る省エネ規制強化の実効性の確保 3億円（新規）
省エネ性能の高い住宅・建築物の普及を促進するため、より実効的な規制の導入の検討とあわせて、省エネ改修の促進、中小事業者等による省エネ対策の円滑化を図るための施工技術等の導入の促進、消費者への啓発等についての助成制度を創設。

－酸化二窒素対策

- 資源・エネルギーの循環型社会の構築の推進 677億円の内数（488億円の内数）
下水道事業として実施するもののうち、下水汚泥の焼却過程で発生する温室効果ガスを抑制する施設整備等を支援。

－温室効果ガス吸収源対策

- 緑地環境整備総合支援事業の推進 65. 93億円（53. 69億円）
CO₂吸収源対策の推進の観点から、公民協働の包括的な都市環境対策計画に位置付けられた街区を対象に、民有地等を活用し、街区全体で総合的かつ重点的な緑化を推進。

一省CO₂型の都市構造の構築

○都市交通システム整備事業 35億円の内数（24億円の内数）

自由通路、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて総合的に整備し、徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様な交通モードの連携により公共交通の利用を促進させ、都市交通の円滑化を図る。

○先導型都市環境形成総合支援事業の創設 20億円（新規）

地区・街区レベルにおける包括的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、エネルギーの面的利用の促進、民有地等を活用した緑化の推進、下水道未利用エネルギーの活用、都市交通施策の推進に向けた支援制度の拡充を図るとともに、コーディネート支援や社会実験・実証実験等にかかる新たな支援措置を創設。

II. 税制改正要望

○クリーンエネルギー自動車、低燃費車に関する税制上の優遇措置

(自動車税、自動車取得税)

自動車税のグリーン化、低燃費かつ低排出ガス車に係る自動車取得税の特例措置及びディーゼルトラック・バス等に係る自動車取得税の特例措置について、所要の見直しを行った上で延長。

○地域の公共交通の活性化を図るための地域公共交通活性化・再生総合事業及び地域バス交通活性化事業に係る特例措置の創設（自動車取得税）

地域の公共交通の活性化を図るため、地域公共交通活性化・再生総合事業及び地域バス交通活性化事業を活用したコミュニティバス、乗合タクシー等の車両導入に係る自動車取得税の特例措置を創設。

○住宅に係る省エネ改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）

地球温暖化防止に向けて家庭部門のCO₂排出量の削減を図るため、既存住宅において一定の省エネ改修（窓の二重サッシ化や壁の断熱化等）を行った場合について、以下の特例措置を創設。

- ・所得税：省エネ改修に要した費用の10%相当額（上限20万円）を税額控除
- ・固定資産税：3年間1/2に減額

○エネルギー需要構造改革投資促進税制の延長及び拡充

(所得税、法人税、法人住民税、事業税)

地球温暖化防止に向けて業務部門のCO₂排出量の削減を図るため、エネルギー需給構造改革投資促進税制を拡充し、従来より対象としている個別設備に加え、省エネ効果の高い窓等の断熱と空調、照明、給湯等の建築設備から構成される「省エネビルシステム」等を新たに対象に追加。

- ・法人税・所得税・法人住民税・事業税：特別償却30%（中小企業者等については税額控除7%との選択が可能）